桜並木植栽管理事業の実施に要する物品等提供取扱い要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岩木みらい協議会(以下「協議会」という。)が行う世界一の桜並木植栽管理事業(以下「桜並木植栽管理事業」という。)に賛同する法人、その他団体及び個人(以下「企業等」という。)が、桜の植樹に物品等で協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

- 第2条 この要項において、協賛とは、企業等が協議会に対して行う、桜並木植栽管理事業の 実施に要する物品等(以下「協賛物品」という。)の提供を行う行為とする。
- 2 協賛物品は、協議会会長が認めるときを除き、第3条第1項の規定により提出する申込書 を受理しないものとする。

(協賛の申込等)

- 第3条 協賛を申し込む企業等(以下「申込者」という。)は、桜並木植栽管理事業協賛物品申 込書(様式第1号)を協議会会長に提出する。
- 2 協議会会長は、申込書の提出があった場合、申込者に対して桜並木植栽管理事業協賛物品 申込受理書(様式第2号)により通知する。
- 3 協議会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込者と認めないものと し、申込書を受理しないものとする。
- (1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者、又は桜並木植栽管理事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2 号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者。
- (3) 法令又は公序良俗に反する者。
- (4) その他、協議会会長が不適当と判断する者。

(協賛物品の受納等)

- 第4条 協賛物品の提供を行おうとする企業等は、第3条第2項による通知を受けた場合、協議会会長が指定した場所、期間及び方法により協賛物品を納入する。
- 2 協議会会長は、協賛物品を受納した場合、受納書を発行する。
- 3 協議会会長は、指定した納入期限までに協賛物品の納入が確認できない場合は、第3条第 2項の規定による申込受理を取り消すものとする。

(協賛の特典等)

第5条 前条第1項の規定により協賛を行った企業等の特典は、植栽木へのプレート掲示とする。

(協賛の取り消し)

- 第6条 協議会会長は、第3条第2項の規定により協賛の申込書を受理された者が、その後、 第3条3項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は第3条第3項各号のいずれかに該 当することが判明した場合は、協賛の特典を取り消すものとし、協賛した企業等に対し、桜 並木植栽管理事業協賛企業等取消通知書(様式第3号)により通知する。
- 2 前項の規定により協賛を取り消した場合においては、協賛物品の返戻はしない。

(協賛物品の種類)

- 第7条 協賛物品は、オオヤマザクラの苗木及び、オオヤマザクラの苗木の植栽に要する役務 等とする。なお、役務等は省略することができる。
- 2 協賛物品として提供するオオヤマザクラの苗木の大きさは、概ね樹高 4.0m、幹周り 18 c m以上のものとする。

(プレートの規格等)

- 第8条 プレートの仕様等は、次に定めるところによる。
- (1) プレートの仕様は、協議会会長が指定したものとする。
- (2) プレートは協議会が掲示する。
- (3) プレートの掲示場所は、協賛を行った企業等と協議して決めた場所とする。
- (4) 故意に因らないプレートの破損、紛失等があった場合は、協賛を行った企業等の申し出により、植栽木の植栽された日から5年以内に限り、協議会が再掲示する。

(プレート掲載内容の基準)

- 第9条 プレートへの掲載は、協賛を行った企業等の団体名または個人名を基本とし、次に掲 げるものは、プレート掲載しないものとする。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの。
 - (4) 政治性のあるもの。
 - (5) 宗教性のあるもの。
 - (6) 社会問題その他について主義又は主張にあたるもの。
 - (7)協議会長が掲載することを不適当と認めるもの。

(植栽木の枯死等)

第10条 協議会会長は、協賛により植栽した植栽木の生育不良、枯死等について、その責め を負わない。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附則

この要項は、令和5年3月22日から施行する

桜並木植栽管理事業協賛物品申込書

年 月 日

○○○協議会会長 様

住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名

印

桜並木植栽管理事業に下記のとおり協賛物品を申し込みます。

記

1. 協賛物品の内容

| 協賛物品 | | | | |
|-------|---|---|---|--|
| 納入予定日 | 年 | 月 | 日 | |

2. 申込要件(募集要項第3条第3項関係)

次の各号に該当しておりません

- (1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者、又は桜並木植栽管理事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者。
- (3) 法令又は公序良俗に反する者。

2. 連 絡 先

| 担当者名 | | | | | | |
|---------|--|-----|--|--|--|--|
| (所属・役職) | | | | | | |
| 電話 | | Fах | | | | |
| E-mail | | | | | | |

桜並木植栽管理事業協賛物品申込受理書

年 月 日

様

○○協議会会長

年 月 日付で申し込みのありました「桜並木植栽管理事業協賛物品申込書」 を受理します。

協賛物品の納入方法は、協議会が別途指定した方法といたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、指定した期限までに協賛物品の納入が確認できない場合は、申込受理を取り消します。

桜並木植栽管理事業協賛企業等取消通知書

年 月 日

様

○○○協議会会長

年 月 日付で受理することとした協賛について、下記の事由により取り消す こととしましたので通知します。

記

1. 取消事由

受納 書

年 月 日

様

○○○協議会会 長

年 月 日付で受理することとした下記協賛について、受納を確認しましたので通知します。

記

- 1. 協賛物品
- 2.数量
- 3. 確認日

○協賛物品の納入方法

- ・協賛物品の納入場所は、協議会事務局と打合せのうえ納入をお願いします。
- ・納入期限は合和 年 月 日までとします。
- ・植栽に要する役務等の提供に係る実施方法は、協議会事務局と打合せのうえ実施をお願い します。